

○南丹市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例

平成18年1月1日

条例第74号

(趣旨)

第1条 この条例は、他の条例に特別の定めがあるものを除くほか、地方自治法(昭和22年法律第67号)
第203条の2第5項の規定に基づき、南丹市の特別職の職員で非常勤のもの(以下「非常勤職員」とい
う。)の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 非常勤職員の報酬は、別表のとおりとする。ただし、市職員の身分を有する者のうち常勤の職
員の中から任命した委員を除く。

2 報酬の額が年額をもって定められている非常勤職員が、年度の中途において当該役職に就任し、又
は当該役職を退任したときは、報酬額の12分の1に相当する額に、在職月数を乗じて得た額を支給する。

(報酬の支給)

第3条 前条の報酬の支給期日は、年額のものにあってはその年額を2分し、9月及び3月の各15日をもつ
て支給期日とする。ただし、その日が休日、日曜日又は土曜日に当たるときはその前日において、そ
の日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日を支給日とする。

2 前項の報酬が日額のものにあっては、その月の出席日数により計算した額を、その翌月15日までに
支給する。

3 非常勤職員が退職若しくは死亡により退任するときは、前2項の規定にかかわらず、その報酬をその
際支給する。

(費用弁償)

第4条 非常勤職員が公務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定にかかわらず、市内に居所を有し報酬の額が日額又は月額をもって定められている非常
勤職員が市内用務のため旅行したときは、旅費を支給しないものとする。ただし、介護認定審査会委
員及び障害者介護給付費等支給認定審査会委員については、居所の市内、市外にかかわらず、市内用
務のための旅費の支給はしないものとする。

3 特別職に支給する旅費については、南丹市職員等の旅費に関する条例(平成18年南丹市条例第82号)。
以下「旅費条例」という。)の規定を適用する。ただし、陸路旅行(旅費条例第9条に規定する鉄道賃
又は第12条に規定するその他交通費を支給する場合を除く。)については、路程に応じ車賃として1キ
ロメートルにつき37円を支給する。

(委任)

第5条 この条例に定めるものほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成18年1月1日から施行する。

附 則(平成18年4月1日条例第245号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月31日条例第11号)

(施行期日)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20年9月30日条例第43号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年3月28日条例第20号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成26年6月27日条例第29号)

(施行期日)

1 この条例は、平成26年7月1日から施行する。

(平成26年度における農業委員会委員の報酬の額の特例)

2 平成26年度における農業委員会委員(農業委員会会长、職務代理者及び委員をいう。)の報酬の額
は、平成26年4月から同年6月までの間にあっては、この条例による改正前の額の12分の1に相当する
額に3を乗じて得た額とし、同年7月から平成27年3月までの間にあっては、この条例による改正後の
額の12分の1に相当する額に9を乗じて得た額とする。

附 則(平成27年3月30日条例第9号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月31日条例第14号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであってこの条例の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの条例の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

附 則(平成30年3月29日条例第5号)

この条例は、平成30年7月1日から施行する。

附 則(平成30年12月25日条例第38号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、この条例による改正後の南丹市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例別表12学校運営協議会の項の規定は、平成31年4月1日以後に支給する報酬について適用する。

附 則(令和2年3月31日条例第10号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月31日条例第4号)

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和3年9月16日条例第26号)抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和4年3月31日条例第4号)抄

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和7年3月31日条例第8号)抄

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

5 この条例による改正後の南丹市職員等の旅費に関する条例、南丹市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例、南丹市選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例及び南丹市証人等に対する実費弁償に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行に係る旅費について適用し、同日前に出発した旅行に係る旅費については、なお従前の例による。

別表(第2条、第4条関係)

職名		報酬(単位:円)
1 教育委員会	委員	年額 480,000
2 選挙管理委員会	委員長	年額 132,000
	委員	年額 100,000
3 公平委員会	委員長	年額 70,000
	委員	年額 50,000
4 監査委員	識見を有する者のうちから選任された委員	年額 960,000
	議会の議員のうちから選任された委員	年額 288,000
5 農業委員会	会長	年額 384,000
	職務代理者	年額 354,000
	委員	年額 264,000
	農地利用最適化推進委員	年額 264,000
6 固定資産評価審査委員会	委員長	日額 11,000

	委員	日額 10,000
7 介護認定審査会	委員	日額 16,500
8 障害者介護給付費等支給認定審査会	委員	日額 16,500
9 福祉事務所嘱託医	医師	月額 81,720
10 保育所嘱託医	内科医	基本額 130,000 乳幼児1人につき 年額 650
	歯科医	基本額 90,000 乳幼児1人につき 年額 650
	眼科医	基本額 40,000 乳幼児1人につき 年額 650
	耳鼻科医	基本額 40,000 乳幼児1人につき 年額 650
11 幼稚園、小・中学校嘱託医	内科医	ア～ウの合計額 ア 1学校につき 年額 210,000 イ 児童生徒1人につき 年額 960 ウ 就学時健診1人につき 年額 500
	歯科医	ア～ウの合計額 ア 1学校につき 年額 210,000 イ 児童生徒1人につき 年額 960 ウ 就学時健診1人につき 年額 500
	薬剤師	年額 90,000
	眼科医	ア、イの合計額 ア 1学校につき 年額 160,000 イ 児童生徒1人につき 年額 500
	耳鼻科医	ア、イの合計額 ア 1学校につき 年額 160,000 イ 児童生徒1人につき 年額 500
12 学校運営協議会	委員	年額 6,000
13 スポーツ推進委員	委員	日額 2,000
14 審理員	<u>行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項</u> により指名されたもの	日額 20,000
15 権利擁護・成年後見センター運営委員会	委員長	日額 11,000
	委員(弁護士、司法書士、社会福祉士、学識経験者)	日額 10,000
	委員(上記以外)	日額 6,000
16 災害弔慰金等支給審査委員会	委員長	日額 18,000
	委員	日額 16,500
17 南丹市予防接種健康被害調査委員会	委員	日額 16,500

18 南丹市指定管理者選定評価 委員会	委員長	日額 11,000
	委員	日額 10,000
19 法令又は条例に基づく附属 機関の構成員等	委員長(会長)	日額 6,500
	委員	日額 6,000